写

令和8年第3回（9月）定例会

御杖村議会会議録

令和8年　9月　8日開会
令和8年　9月16日閉会

御杖村議会

◎目　次

第1号（9月8日）・・・

◎報告第3号　令和7年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について
［上程、報告、質疑］・・・

◎認定第4号　令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
［討論、採決］・・・

（令和8年9月８日）

令和8年第3回（9月）御杖村議会定例会（第1号）

令和8年9月8日（火）
開議　午前10時00分

◎議事日程[審議結果]

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　諸般の報告　・議会運営委員会　8月25日開催
・例月出納検査　5月・6月・7月分
・桜井宇陀広域連合議会臨時会　7月17日開催
日程第4　行政報告
日程第5　一般質問
日程第6　陳情第1号　【むらづくり委員会付託】
旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書
日程第7　議案第31号【原案可決】
御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第8　議案第32号【むらづくり委員会付託】
財産の貸付けについて
日程第9　議案第33号【むらづくり委員会付託】
財産の取得について
日程第10　議案第34号【むらづくり委員会付託】
東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約について
日程第11　議案第35号【予算決算委員会付託】
令和８年度御杖村一般会計補正予算（第２号）の議定について
日程第12　議案第36号【予算決算委員会付託】
令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の議定について
日程第13　議案第37号【予算決算委員会付託】
令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第２号）の議定について
日程第14　議案第38号【予算決算委員会付託】
令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算（第１号）の議定について
日程第15　認定第1号　【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第16　認定第2号　【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17　認定第3号　【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18　認定第4号　【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19　認定第5号　【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第20　報告第3号　【原案報告済】
令和7年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

◎本日の開議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員（７名）

議　長	寺 前 伊 平 君	副議長	山 岡 隆 良　君
１　番	影 山 英 章 君	２　番	小 田 靜 男　君
３　番	森　源 五 君	４　番	福 田 麻衣子 君
７　番	盛 岡 英 成 君		

◎欠席議員（０名）

◎会議録署名議員

１　番　影 山 英 章 君　　２　番　小 田 靜 男　君

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・指名

村　　長	伊 藤　収 宜 君
副 村 長	中 嶋　英 樹 君
教 育 長	鈴 木　泰 弘 君
総務課長	古 谷　匡 敏 君
むらづくり振興課長	片 岡　保 昌 君
産業建設課長	菊 山　大 介 君
住民生活課長	仲 子　雄 史 君
保健福祉課長	川 上　隆 二 君
会計管理者	松 本　慶 一 君
教育委員会事務局次長	古 谷　依 子 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中 村　康 幸 君

散会　　午後０時２５分

◎[発言記録]

（午前１０時００分開議）

◎開会及び開議の宣言

○議長（寺前伊平君）：　皆さん、おはようございます。令和８年第３回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。
全議員が出席でございます。
地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和８年第３回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布済み日程第１号のとおりとします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺前伊平君）：　日程第１･会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第１２７条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、１番・影山英章君、２番・小田靜男君を指名します。

◎会期の決定

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第２･会期の決定を行います。お諮りします。
本定例会の会期は、本日から９月１６日までの９日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月１６日までの９日間と決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第３･諸般の報告を行います。はじめに、８月２５日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、森源五君。

○３番（森源五君）：　はい、３番森です。

○議長（寺前伊平君）：　森源五君。

○３番（森源五君）：　それでは、８月２５日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、小田委員が欠席でありましたが、令和８年第３回、９月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を９月８日から１６日までの９日間とし、会期中の日程につきましては、開会日を本日９月８日火曜日、午前１０時開会、全員協議会を９月９日水曜日、午前９時開会、むらづくり委員会を９月１１日金曜日、午前９時３０分開会、予算決算委員会を９月１４日月曜日、午前９時３０分開会、続会議を９月１６日水曜日、午前１０時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を９月１日火曜日、午後５時までとし、質問日は、９月８日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行いました。村長提出の１４案件の議案につきましては、先ず、条例改正の案件となります、議案第３１号・御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定については、開会日に即決することと致しました。
議案第３２号・財産の貸付けについて
議案第３３号・財産の取得について
議案第３４号・東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約について
この３案件については、むらづくり委員会へ付託することとしました。

令和８年度一般会計及び特別会計や事業会計における補正予算４件と、令和７年度一般会計及び特別会計並びに事業会計における歳入歳出決算認定５件の計９案件については、予算決算委員会へ付託することと致しました。
また、令和７年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告については、開会日報告と致しました。最後に、次回令和８年第４回定例会の会期を検討するため、「継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。
その後とはなりましたが、議会議長宛に提出されておりました、「旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書」の取り扱いにつきまして、議長、副議長、議会運営委員長、むらづくり委員長との意見調整を行い、他の委員の合意も得まして、議案陳情第１号として取り扱い、むらづくり委員会に付託することとしました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（寺前伊平君）：　森委員長、ご苦労様でした。

◎諸般の報告（例月出納検査）

○議長（寺前伊平君）：　次に、監査委員より例月出納検査について、５月から７月分の結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会臨時会）

○議長（寺前伊平君）：　次に、７月１７日に開催されました桜井宇陀広域連合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員を代表して、１番･影山英章君よろしくお願いします。

○１番（影山英章君）：　はい、１番影山。

○議長（寺前伊平君）：　影山君。

○１番（影山英章君）：　それでは、去る令和８年７月１７日、金曜日、午後２時４５分から、曽爾村地域総合センター多目的室において開催されました、令和８年 桜井宇陀広域連合議会第１回臨時会の報告をさせていただきます。大園広域連合議会議長の開会宣言、金剛広域連合長から招集挨拶の後、会議に入り、議事日程に基づいて、会議録署名議員２名の指名、会期の決定をし、広域連合長から提出議案の説明がありました。当日の会議では、繰越明許費繰越計算書の報告１件、監査委員の選任同意１件、公平委員の選任同意１件について審議が行われ、各議案について全員賛成をもって、原案どおりこれを可決されました。
それでは、この臨時会に提出された議案の概要について、簡単に報告します。
まず繰越明許費繰越計算書の報告です。報第１号「令和７年度桜井宇陀広域連合介護保険特別会計繰り越し明許費繰越計算書の報告」については、令和８年第１回定例会にて可決し、繰越をしていた介護認定審査会システム標準化対応につきまして、翌年度繰り越し額９１３万円が確定し、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により繰越計算書の報告がされました。なお、このシステム標準化対応につきましては、５月２４日に各市村の担当者による動作確認ののち、翌２５日から運用を開始し、５月２９日検査を完了している旨、併せて報告がありました。
続いて、同意案件です。同第２号「桜井宇陀広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて」では、令和８年７月２５日をもって、識見を有する監査委員であります、中森　和生(なかもり　かずお)氏の任期が満了となりますことから後任の監査委員を選任するもので、桜井市在住の西岡　良郎(にしおか　よしお)氏を選任することに同意しました。同第３号「桜井宇陀広域連合公平委員の選任につき同意を求めることについて」では、令和８年３月２６日に、御杖村在住、上垣　善希(うえがき　よしき)委員が辞任され、公平委員が空席となったことから、後任の公平委員を選任するもので、御杖村在住の今井　智(いまい　さとし)氏を選任することに同意しました。

その後、木治副議長の辞職が許可されたことにより、「副議長選挙について」が追加議案となり、選挙の結果、桜井市の島岡　誠（しまおか　まこと)議員が当選されました。また、大園議長の辞職が許可されたことにより、「議長選挙について」が追加議案となり、選挙の結果、曽爾村の木治　正人(きじ　まさひと)議員が当選されました。最後に、広域連合長から閉会の挨拶があり、午後３時１８分に閉会いたしました。なお、臨時会に先立ち午後２時から開催した全体協議会において、提出議案である、繰越明許費繰越計算書の報告案件と同意案件についての説明が事務局からありました。以上、令和８年桜井宇陀広域連合議会第１回臨時会の報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：　影山議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第４、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　議長。

○議長（寺前伊平君）：　伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　あらためまして、おはようございます。９月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、全員のご出席をいただき、ありがとうございます。開会にあたり、行政報告をさせていただきます。まず、去る７月１６日に川上村にて、奈良県簡易水道協会の総会が開催されました。簡易水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う水道料金収入の減少、また水道施設の老朽化や近年頻発する地震・台風等の自然災害への対応など、厳しさが増してきております。このような状況の中、本総会におきましては、施設整備に係る補助率の引き上げや持続的・安定的な運営に向けた支援など、令和９年度の国の予算確保に向け、簡易水道事業へのさらなる財政支援の拡充・強化を要望していくことを確認いたしました。
続きまして、三重県側へのアクセス道路であります国道３６８号につきまして、去る８月１２日に名張市におきまして国道３６８号改修期成同盟会の総会が開催され、寺前議長と共に出席いたしました。この総会において採択された令和８年度事業計画により、１１月には国土交通省中部地方整備局と三重県庁への要望活動が予定されております。本村といたしましては、この機会に、上長瀬工区及び下太郎生工区の早期事業完了に重点を置き、併せまして石名原工区や奥立川工区、仁柿峠バイパスの整備促進について強く訴えてまいる所存でございます。また、期成同盟会では中央省庁への要望活動も今後行う計画としており構成団体が連携してより一層の要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。
次に、職員研修における講演について申し上げます。８月２８日、名張市に拠点を置く社会福祉法人からの依頼を受け、同法人が実施する職員研修において講師を務めさせていただきました。研修では、公共交通の確保にとどまらず、高齢者など移動に困難を抱える方々の通院・買い物を支える福祉的側面も持つ「デマンド交通」をテーマとして取り上げ、本村における導入の背景や経緯についてご紹介いたしました。名張市は、本村住民にとって通勤・買い物・通院など日常生活に密接に関わる生活圏であり、本村と強いつながりを持つ地域です。今回の講演では、約１３０名の参加者に本村の取り組みを広くお知らせするとともに、交通と福祉に関する情報交換を行う貴重な機会となりました。今後も、近隣自治体や関係団体との連携をさらに深め、情報・取り組みを共有しながら、地域課題の解決と住民サービスの向上に努めてまいります。
続きまして、本定例会に提案させていただいております令和７年度の決算につきましては、歳入の確保と経費削減や創意工夫などに努めた結果、全会計とも黒字を維持することができました。一方で、本村を取り巻く財政環境は、今後の人口減少に伴い、一般会計歳入の約半分を占める地方交付税が減額となることも懸念されるなど、決して楽観できる状況にはありません。今後も限られた財源を有効に活用し、必要な施策には重点的に財源を配分する一方、事業の必要性や効果を検証しながら見直しを進めるなど、引き続き「選択」と「集中」による持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

最後になりますが、本定例会には、決算認定をはじめ、条例改正や補正予算、財産の貸付及び取得等、１４件を提出しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、９月定例会の行政報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：　これで、行政報告を終わります。

◎一般質問
福田議員「公共施設の空調設備について」

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第５、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。最初に、４番・福田麻衣子君。

○４番（福田麻衣子君）：　はい、議長。

○議長（寺前伊平君）：　福田議員。

○４番（福田麻衣子君）：　議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。
近年、夏の暑さが非常に厳しくなり、熱中症対策は子どもだけでなく、村民にとっても重要な課題となっています。７月２８日に熊本県で起きた大地震では避難所の暑さ対策が大きな課題となっており、真夏に災害が発生した場合、空調設備のない避難所で過ごすことは、特に高齢者や子ども、体調に不安のある方にとっては大きな負担となり、改めて平時から避難所の環境を整えておくことの大切さを感じました。御杖村地域防災計画では、村内１２箇所の公共施設と国立曽爾少年自然の家が指定避難所となっていますが、今回の熊本地震のような大災害が起こった場合を想定したとき、避難所の空調設備などの環境整備は充分であるのか、そして、村としてどの施設を優先的に避難所として使用していくお考えであるのかを伺わせていただきます。
また、近年文部科学省では公立学校施設の体育館にも、児童生徒の熱中症対策や学校が災害時に避難所としての役割を持つことを踏まえて空調設備の設置計画の検討が進められています。本村におきましては、御杖小中学校の体育館は、体育の授業はもとより卓球クラブなどの部活動での利用頻度も増えています。それと、現在児童一時預かり事業の場所として使用されている菅野体育館も夏休み期間中も多くの子ども達が利用しており、この二つの体育館には子ども達の熱中症対策といたしましても、空調設備の必要性を感じられるところであります。これらの点につきまして、村長のお考えをお聞かせ願います。
この後は、自席にて質問させていただきます。

○議長（寺前伊平君）：　答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　議長。

○議長（寺前伊平君）：　はい、村長。

○村長（伊藤収宜君）：　福田議員のご質問にお答えしたいと思います。近年、夏季の気温が非常に高くなっており、熱中症対策は、平時における住民の生活はもとより、災害時における避難所の環境整備を考える上でも、重要な課題であると認識しております。さきの熊本地震においても、避難所の暑さ対策が大きな課題として浮き彫りとなりましたが、こうした事例は、平時から避難所環境を整えておくことの重要性を改めて示すものであると受け止めております。
まず、本村の指定避難所における空調設備の整備状況についてですが、村内 12 箇所の指定避難所のうち、8 箇所については空調設備を整備しております。これらはいずれも開発センターや福祉センターなど、平時から常時使用している施設であり、災害時においても速やかに避難者を受け入れられる環境が整っております。また、国立曽爾少年自然の家についても空調設備が整備されており、避難所としての環境面での一定の備えがあるものと

認識しております。一方、残る4箇所の施設については、現時点では空調設備が整備されておりません。これらはいずれも体育館など、平時において常時使用していない施設です。空調設備の整備には相応の費用を要することから、平時の利用頻度が低く、費用対効果の面で課題のある施設への一律の整備は、現時点では難しい状況にあります。そのため、こうした施設を災害時に使用する際には、後ほど申し上げますとおり、ポータブルの冷暖房機器の活用や、空調設備の整った他の施設への誘導など、その時々の状況に応じた対応を基本として考えております。
次に、災害時においてどの施設を優先的に避難所として使用するかについてですが、すべての指定避難所を一律に開設するのではなく、災害の種別や規模、発生する時期、さらには避難者の状況などを総合的に勘案し、その時々の状況に応じて、指定避難所の中から開設する施設を見極めることが重要であると考えております。例えば、夏季に災害が発生した場合には、避難者の熱中症対策を考慮し、空調設備が整備されている施設を優先し、開設することが基本となります。
一方、地震などの大規模な災害が発生し、多数の避難者を受け入れる必要がある場合には、施設の収容能力やトイレ等の設備、避難生活の長期化への対応なども考慮する必要があります。また、大規模災害時には、停電や送電設備の被害により、通常の電力供給が停止することも十分に想定されます。空調設備等が整備されていても稼働できない場合があることから、非常用電源や自家発電設備など、電力を確保できる施設を優先して開設するなど、災害の状況に応じた避難所の選定が必要となります。さらに、本村の地域防災計画では、大規模災害による多数の避難者に備え、指定避難所以外についても、公共施設や民間施設の管理者等と協議し、避難受入施設の確保に努めることとしております。村内には、空調設備を備えた姫石の湯や体験交流館などの公共施設もあります。夏季に災害が発生した場合には、それぞれの施設の被害状況や安全性、電力の供給状況等を確認した上で、これらの施設も避難受入施設として柔軟に活用してまいりたいと考えております。
なお、本村においては自家発電設備を備えた避難所は限られていることから、今後、常時使用する公共施設を優先的に、災害時の電力確保と脱炭素化の両面から、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入について検討を進めているところであります。
次に、御杖小中学校の体育館についてですが、御杖小中学校は体育館を含めて指定避難所となっておりますが、現在、体育館にはトイレが設置されていないなど、避難所としての利便性や機能性に課題があるものと認識しております。そのため、現時点においては、避難所開設の際には、体育館に避難者を収容するのではなく、トイレや空調設備などの機能が整っている校舎を避難所として活用することを基本に考えております。また、体育館については築年数も経過しており、屋根や外壁などの断熱性能が十分でない状況にあります。こうした施設に空調設備だけを設置した場合、冷やした空気が外部へ逃げやすく、空調設備の効果を十分に発揮できないことも考えられます。したがいまして、体育館への空調設備の設置については、単に空調機器を設置するというだけではなく、屋根や外壁等の断熱性能の向上を含めた体育館本体の大規模な改修と一体的に検討する必要があると考えております。
次に、菅野体育館についてですが、菅野体育館は現在、放課後児童一時預かり事業の場所として利用しておりますが、夏季における熱中症対策として、スポットクーラー2台、冷風機3台、大型扇風機1台を配備し、児童が適切にクールダウンできる環境を整えております。また、暑さが厳しい場合には、屋外での活動を避け、菅野公民館及び隣接する体験交流館の空調設備が整った教室を使用し、児童が無理なく安心して過ごせるよう、その日の気象状況に応じた対応を行っております。今後も、児童の安全を第一に、熱中症の発生を防止するため、適切な環境整備に努めてまいります。
最後に、避難所環境の整備に向けた今後の考え方について申し上げます。指定避難所となっている公共施設には、常時稼働している施設のほか、体育館のように特定の用途を除き常時使用していない施設もあります。限られた財源の中で、指定避難所であるという理由のみで一律に空調設備等を導入することは、費用対効果の面から必ずしも適切とは言えません。そのため、平時の住民利用にも寄与し、平時・災害時の双方において高い費用対効果を発揮できる施設への整備を基本とする考えであります。その上で、実際の災害発生時には、災害の種別や規模、発生時期、停電の有無、さらには、避難生活の長期化への懸念など、その時々の状況を総合的に判断し、最適な施設を選定・運用してまいります。併せ

て、空調設備、トイレ、非常用電源、断熱性能といった避難所機能の計画的な確保を通じて、住民の皆様が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に取り組んでまいります。今後は、気象状況の変化や施設の利用状況、国・県の財政支援制度、学校施設の大規模改修等の機会、さらには避難所機能の強化に向けた施策の動向などを注視しながら、空調設備を含む避難所環境の整備について、必要に応じて改めて検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○４番（福田麻衣子君）：　はい、議長。

○議長（寺前伊平君）：　はい、福田麻衣子議員。

○４番（福田麻衣子君）：　村長、丁寧な答弁ありがとうございました。
各避難所の状況と対策、小中学校体育館の現状についても確認と理解しました。
菅野体育館については、スポットクーラー等を設置していただいたことは有り難いと思いますが、あの広い体育館では全体に室温を下げることは難しいと思います。利用者の方からもスポットクーラーの近くは涼しいけど、そこから離れると暑くなってしまうという声も聞いております。先程村長がおっしゃったとおり、平時や災害時双方において高い費用対効果を発揮できる施設への整備をしていただくことが住民の方にとっても安心に繋がると思いますので、早急な対応をよろしくお願いしまして、私の質問を終わります。

○村長（伊藤収宜君）：　議長。

○議長（寺前伊平君）：　伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　ありがとうございます。今すぐに全て施設の空調設備の改修ということは財政的にも困難でございまして、先程も申しましたように先ず今一番使っておられる施設、それから災害時に避難所となる施設こういうところを見極めながら計画的にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（寺前伊平君）：　福田麻衣子君の一般質問をこれで終わります。

◎一般質問
影山議員「三峰山登山道の環境整備について」

○議長（寺前伊平君）：　次に、１番・影山英章君の一般質問を許可します。

○１番（影山英章君）：　１番影山。

○議長（寺前伊平君）：　影山議員。

○１番（影山英章君）：　それでは議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。御杖村において最も重要かつ貴重な観光資源の一つである三峰山は本村が誇る日本三百名山に登録された名峰であり、この数年では右肩上がりで登山者が増加傾向にあります。冬の恒例イベントである『霧氷祭り』では二ヶ月余りの開催期間中に延べ 5,000 人を超える来訪者がありテレビはもちろん各メディアを通じて全国的に発信され本村の最も主要な看板イベントの一つになっています。冬季以外では夏には白ツツジ（シロヤシオ）、秋にはヤマハハコなど四季折々の植物が自生しその他にも 40 種を超える希少植物が近年注目され貴重な植物を一目見ようと新たな層の登山者も増えています。この三年間の年間平均登山者数は 13,000 人を超え本村の観光の中核となっているのは事実です。
その様な三峰山は今現在、最低限の維持管理として御杖村観光協会が主体になり年二回のクリーンキャンペーンを実施しています。その活動内容は、主に会員によるゴミ拾いの他、登山ルート上に設置されている木組み階段（＝木段）の修復のほか、風倒木や虫害木

などの伐採が主です。この数年では樹齢 50 年を超える広葉樹を中心とした虫害木や風倒木が急激に増加しており、登山道を横断して倒れるケースも発生していることから登山者の安全確保のため事前に伐採する必要があります。また登尾ルートの上方部に位置する『五本杉避難小屋』においては柱や壁が朽ちてきており建物強度にも関わる老朽化が著しい状況です。『御杖村過疎地域持続的発展計画』では当初の事業計画には「三峰山　登山道整備」が挙げられており、昨年度に策定された令和八年度から令和十二年度までの事業計画には「登山道整備」に加え「山小屋の整備」も追加されています。三峰山は村観光協会はもちろん行政にとっても重要な観光資源としての認識をされているのは明らかです。こうした三峰山の整備が必要な状況を踏まえ、これから村事業として取組まれる具体的な内容と実施される時期についての詳細な計画をお聞かせください。この後は自席にてやりとりをさせていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長（寺前伊平君）：　答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　議長。

○村長（伊藤収宜君）：　影山議員のご質問にお答えしたいと思います。
三峰山については、議員がおっしゃるように、厳冬期の霧氷をはじめ、年間を通じて多数の登山者に訪れていただいている、村を代表する観光資源であります。ご質問のありました登山道については、平成２５年から２７年頃にかけ登山道の急峻な箇所に木組みの階段を整備し、その後は観光協会が実施している年２回のクリーンキャンペーンにおいて修繕等の維持管理をしていただいており、その際には登山道の利用に危険を及ぼすような広葉樹の倒木の伐採も行っていただいております。また、登尾ルートの避難小屋については、建築後数十年が経過しており、老朽化により壁等が朽ちてきている状況や、ここ数年の高齢な広葉樹の風倒木の状況についても認識しているところであります。こうした状況を踏まえ、『過疎地域持続的発展計画』に「登山道整備」と「山小屋の整備」を挙げております。しかしながら、現況を見る限り緊急性は低く、抜本的な整備というよりは、維持修繕や改修での対応が基本になるものと考えております。一方で、三峰山は「室生赤目青山国定公園」内に位置し、かつ登山道・山小屋は、神末区有林や奈良県の県行造林内に在ります。小規模な維持管理や倒木の伐採については、これまでも観光協会にご対応いただいておりますが、広範囲な伐採や、山小屋の改修等については、関係機関との協議が必要となる場合があります。そのため、関係機関との協議・許可が必要であるのか、登山道や山小屋の修繕、改修はどの程度必要であるのか、加えて工法、費用等についても次年度以降に調査を行った上で、改修計画の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○１番（影山英章君）：　はい、議長。

○議長（寺前伊平君）：　影山議員。

○１番（影山英章君）：　伊藤村長、具体的な答弁ありがとうございました。村長おっしゃられました倒木に関しては、それほど緊急性を伴わないとのことですが、この数年ですねやはり異常気象と集中豪雨そういったこともございまして、クリーンキャンペーン以外でも、随時必要がある倒木に関しては処理を多少はしてもらっているのですが、例えばですが、先週にも不動滝直下のところで 50 年生以上と思われる広葉樹の倒木がありました。それがあの施設お堂というんですかね、そちらの方に直撃しているということで、先週の日曜日のおそらく昼間に、朝登山道を通られた方が帰りに、行きには倒れてなかったけれども帰りに倒れてるのを発見したと、そういったことも聞いております。ですので直接的な人的被害にも及ぶ恐れが多いにありますので、その辺りを是非早急に事前に見極めながらやっていただきたいと思います。避難小屋に関しては、壁などに応急処置シートを用いての応急処置はされていますがやはり、主な躯体の柱が地面からもう浮いてしまっている状態になっていることもありますので、休憩施設であると同時に悪天候、事故や体調不良などの時には生命を守る重要な防災安全施設とも避難小屋はなります。特に厳冬期には多くの方

が利用する避難小屋ということで、公式マップにも避難小屋とやはり示している以上は一定の適切な管理が必要だと考えます。三峰山は、村民にとっては昔から慣れ親しんだ非常に身近な里山ですが、登山者の方々にとっては 1000m を超える山でありながらも初心者にも登りやすい、そういったところが近年幅広い層に支持されているということで、快適とまでは言いませんが必要最低限の安全確保や安全管理をしていただきたいと思います。
それと、昨年度には三峰山の熱心なリピーターの方から、整備のための寄付を観光協会にもいただいきました。また、その他にも一定数の熱心なリピーターさんの団体もおられまして、日々 SNS などで山の素晴らしさを発信していただいております。もはや、三峰山は単なる登山対象ではなく本村にとっては移住関係人口にも波及する重要な観光の中核資源です。登山道の整備は単なる施設の維持管理ではなく観光客の安全確保と観光資源の保全、さらには村内への経済波及を図るための重要な基盤整備だと考えます。まだまだ伸び代のあるこの貴重な村の資源について、できる限り早急で計画的な適切な管理をお願いしまして、一般質問を以上とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：　伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　はい。ありがとうございます。議員おっしゃられましたように 1 週間ほど前ですか、不動の滝の下の建物に裏の大木が倒れております。早速、区の関係者と寄りましてどうしていくかという話はさせていただいております。単に登山道だけの確保であれば、邪魔になるとこだけを切ればいいんですけどもそういうわけにもいかない状況ということで、もうしばらく時間をいただきたいと思います。ただ、そういう形でいろんなところで倒木も出てきているのも事実でございます。そうした中ではその都度の撤去等の整備は必要だとは思いますけども、議員おっしゃられましたように、村の観光資源として大変重要な位置を占めておりますので、そうではなしに、登山道も含めて施設も含めて、実際どのような傷み具合であるのか、またどうしていけばいいのかということを含めて次年度には調査も含めてやりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（寺前伊平君）：　影山英章君の一般質問を終わります。

◎一般質問
小田議員「補聴器の購入助成について」

○議長（寺前伊平君）：　次に、２番・小田靜男君の一般質問を許可します。

○２番（小田靜男君）：　はい、議長。

○２番（小田靜男君）：　議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。
社会の高齢化が進むなかで、加齢性難聴で補聴器を購入する人に助成金を出す自治体が全国的に増えています。こうした動きは、補聴器を使わずに難聴を長期間放置すると人とのコミュニケーションが取りづらくなり、認知症やうつ病の発症リスクが高まり、補聴器の使用が発症リスクを下げる効果があるという研究結果が出ていることも根拠となっているようです。補聴器は、医療保険における療養費の支給対象外であり、障害者総合支援法に基づく補装具支給制度では、身体障害者手帳で聴覚障害６級以上の方が助成対象とされています。高齢者における難聴は加齢による難聴であるため、身体障害者手帳の取得までには至らないことが多く、制度を活用するすることが難しい状況となっています。村民の認知症やうつ病の発症リスクを抑制して、元気な長寿社会を実現するためにも、身体障害者手帳の取得を要件としない村独自の助成制度を新たに設けていただけないかと思っており

ます。村長のお考えをお聞かせ願います。この後は自席にてやりとりをさせていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長（寺前伊平君）：　答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　議長。

○村長（伊藤収宜君）：　小田議員のご質問にお答えいたします。聴力機能が低下すると、様々な社会生活に支障をきたします。例えば、必要な音が聞こえず、家族や友人とのコミュニケーションに支障が生じたり、社会参加や地域交流の機会が減少したり、危険を察知する能力が低下したり、さらには認知症発症のリスクが高まったりすることが挙げられます。こうした背景のもと、難病や加齢等により聴力機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、耳の聞こえを保証し、認知症の予防につなげていくことが求められています。補聴器の購入に対する公的給付としては、障害者総合支援法に基づく制度が整備されております。一方、身体障害者手帳の交付対象とならない比較的軽度の難聴の方には、助成が及ばないことから、近年、自治体による独自の助成制度が全国的に広まってきているところであります。奈良県内においても、いくつかの自治体で、高齢者の補聴器購入に係る助成が行われております。本村においては、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の令和９年４月策定に向け、現在、村民アンケート調査を実施しております。その中では、「高齢者の耳の聞こえについて」や「補聴器の所持の状況」、また「聴力低下があるにも関わらず、補聴器を持っていない方の購入していない理由」などについて調査を行っているところであります。本村における補聴器購入への助成については、県内自治体の取り組みや村民アンケートの結果等を踏まえ、住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるむらづくりの充実に向けた取り組みの一環として、高齢者に対する補聴器購入費の本村独自の一部助成について、次年度に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○２番（小田靜男君）：　はい、議長。

○議長（寺前伊平君）：　小田議員。

○２番（小田靜男君）：　村長、ありがとうございます。大変嬉しいお言葉をたくさんいただきまして村民のためのことをお考えで、私も含めての話ですが本当にありがたく今のお話を聞かせていただきました。その中でアンケートを取るというような案件でございましたが、皆さんもう耳が聞こえないという状況は個人個人みんなそれで苦しめられているわけなので、私は耳が悪いからというその事情自体を村の方で把握していただいて、村独自の助成金を安易に簡単に申請をしてお助けいただける方向でひとつお願いしたいとその様に考えております。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（寺前伊平君）：　伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　議長。

○村長（伊藤収宜君）：　このアンケートにつきましては、補聴器だけではなく福祉計画の策定という中でやっておりますので、これにつきましてはやはり結果も出てきますので、内容を十分に精査したいと思います。それと言われますようにできるだけ皆さんに使いやすい制度にということでございます。これは当然のことでございますけども、やはりあくまでも助成制度ということになりますと無条件というわけにはいきません。医師の診断書等を取っていただくことも出てくると思います。そういう制度設計につきましても次年度に

向けて考えていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○２番（小田靜男君）：　はい、議長。

○議長（寺前伊平君）：　小田議員。

○２番（小田靜男君）：　よろしいですか。一応 30 から 70 デシベルの方に対して、いろいろ調べた結果、助成金を出すような方向になっております。補聴器を私自身も両方の耳につけておりますが、片方 25 万、片方 23 万なんです。限度額が奈良県内でだいたい 2/3 程度ぐらいまでの 3 万円、 5 万円そんなぐらいですよね。助成がね。だから、できるだけそのような形で助成をいただける方向で令和 9 年度からお願いできればと、ひとつよろしくお願いします。

○村長（伊藤収宜君）：　議長。

○議長（寺前伊平君）：　伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　ありがとうございます。今おっしゃいましたように、なんぼの基準ていうことがあるということは、やはりそれは医師の診断等を含めておそらく申請をいただいている話だと思います。そういうことも含めながら村としての制度設計を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○２番（小田靜男君）：　ありがとうございます。

○議長（寺前伊平君）：　小田靜男君の一般質問を終わります。

◎一般質問
山岡議員「基金の運用と各種施策について」

○議長（寺前伊平君）：　次に、６番・山岡隆良君の一般質問を許可します。

○６番（山岡隆良君）：　議長の許可を頂きましたので一般質問をさせて頂きます。
令和 7 年度末の一般家庭で言う貯金にあたる基金残高は、一般会計１０基金合計 43 億 9,600 百万円、特別会計の基金 1 億 3,100 百万円を合わせると総合計 45 億 2,700 百万円になっています。また、借金にあたる地方債の令和 7 年度末現在高は 34 億 4,600 百万円となっていますが、その償還に対しては、地方交付税によって財源措置のある有利な地方債を活用し非常に上手く必要な投資と、適正な債務管理の両立させた財政運営をしていただいている事に感謝申し上げます。以前は、ペイオフの関係で基金の管理は預金保護の観点から決済性預金中心の運用でしたが、物価高騰による貨幣価値の目減りや、長期金利の上昇基調も考慮してとの事と考えますが、国債を中心とした安心・安全な資産として、令和 7 年度に 15 億円分の債権を購入した事により、令和 7 年度末には債権購入総額 28 億円あまりと定期性預金 5 億円の利子として、令和 8 年度は約 3，000 万円の増収が見込め、これを原資として 15 項目の各種補助金政策を実施しています。今後の基金の運用について、信頼性の高い定期性預金や債券購入の増額や利回りの悪い債券の買い替え等を実施するのか、お考えをお聞かせ下さい。また、令和 8 年度より運用益を活用した、15 項目の補助金や助成金制度がし尿運搬手数料の減免を行う他には、高齢者が多い本村での有効な生活支援にはつながっていない様に思いますが、新年度に向けて検討中のものも含め何かお考えがあればお聞かせ下さい。この後は自席より提案も含めての質問とさせて頂きます。よろしくお願いします。

○議長（寺前伊平君）：　答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　山岡議員のご質問にお答えいたします。まず、今後の基金運用についてですが、現在、本村では国債を中心とした信頼性の高い債券購入と定期性預金を組み合わせた運用を進めております。議員ご質問の今後の決済性預金から定期性預金への預け替えや、さらなる債券の購入については、経済情勢や金利の動向を慎重に見極めながら、状況に応じて柔軟に対応してまいります。次に、保有債券の買い替えについてですが、現在の金利上昇局面においては、既に保有している一部の債券に、相対的に利回りが見劣りするものがあることは認識しております。しかしながら、現在の保有債券と同等以下の取得単価、すなわち追加コストなしの条件で買い替えを行おうとした場合、必然的に償還期限がより長期となるか、あるいは格付けの低い発行体の債券を選択せざるを得ないという制約が生じます。こうした期間リスク・信用リスクを負ってまでも買い替えを実施すべきか否かの判断は、村の財政基盤に直接影響を及ぼすものであります。
基金運用全体の方針と合わせて、極めて慎重に判断してまいります。いずれにいたしましても、基金の運用にあたりましては、安全性・流動性・収益性のバランスを常に意識しながら、村民の皆様の財産を適切に管理・活用できるよう、引き続き取り組んでまいります。
次に、令和８年度から運用益を活用して実施している各種補助金・助成金制度について高齢者の生活支援という観点からのご指摘についてですが、本村においては、高齢化率が60％を超えるなど高齢化が著しく進行しており、高齢者のみで構成される世帯や、年金収入を主な生活基盤とする世帯が多く存在しております。こうした世帯では、日々の生活に必要な支出を優先せざるを得ない状況も多く、省エネルギー性能の高い機器への更新や住宅の断熱化、防災・防犯設備の整備等といった取組について、その必要性を認識していても、経済的・身体的な負担や情報不足を理由に、自主的な取組が十分に進みにくい実情があると認識しております。
一方で、近年のエネルギー価格や物価の上昇、猛暑・豪雨・地震といった自然災害の激甚化・頻発化、さらには高齢者を狙った特殊詐欺や訪問犯罪の増加など、住民の安全・安心を脅かす課題は多岐にわたっております。住民が将来にわたり安心して地域で暮らし続けるためには、日常生活における経済的負担の軽減と併せて、省エネルギー化の促進・災害への備え・防犯環境の整備を一体的に進めることが重要であると考えております。そのため、こうした取組を住民個々の自主的な対応のみに委ねるのではなく、地域の実情を踏まえ、行政が一定の支援を講じることで、住民が取り組みやすい環境を整備してまいります。具体的には、省エネルギー性能の高い家電・設備への更新、住宅の断熱性能向上への支援に加え、防災・防犯対策として、災害への備えと犯罪被害の防止を目的とした機器・設備の整備に係る支援を実施してまいります。
これにより、地域防災力・防犯力の向上を図るとともに、光熱費等の家計負担の軽減・住環境の改善・災害時および犯罪被害に対する安心の確保といった、住民生活への直接的な効果が期待されます。高齢化が著しく進む本村においては、脱炭素施策・防災施策・防犯施策を個別の政策分野として捉えるだけでなく、住民の生活基盤を支え、将来にわたる安心な暮らしを確保するための生活支援施策として一体的に推進する視点が重要であると考えております。本村として積極的に支援策を展開することにより、これまで費用面等の理由から取組が困難であった高齢者世帯や低所得世帯を含め、より幅広い住民の参加を促し、脱炭素・防災・防犯・生活支援の相乗効果を高めながら、安全・安心で持続可能な地域社会の形成につなげてまいります。
なお、令和８年度から実施している各種補助金・助成金制度については、年度を通じた利用実績や住民からの反応・ご意見を丁寧に検証・分析した上で、制度の周知方法の改善や対象範囲の見直し、あるいは高齢者の生活実態により即した新たな支援メニューの検討など、必要な改善・拡充に向けて、新年度予算の編成過程において幅広く検討してまいります。議員ご指摘の趣旨も十分に踏まえながら、住民の皆様にとって真に役立つ制度となるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○６番（山岡隆良君）：　はい、議長。

○議長（寺前伊平君）：　山岡議員。

○６番（山岡隆良君）：　はい。どうもありがとうございました。村長の先ほどの説明を聞かせていただいて、村の方の考え方は十分理解したつもりですけども、少し質問をさせていただきます。これ、データを会計からいただきましてどの様な債券を購入しているかということを確認させていただきました。以前から購入した債券ですと 1 億円の利子で年間 80 万円ぐらいの利回りと、最近に買ったものですと 250 万円ぐらいということですので、更に今国債が今年度政府の暫定予算では 143 兆円の予算で国債の利回りが 3.8%ぐらいまで上がるだろうということで、今年度政府は予算編成にかかっているようなんですけども、かなり国債の金利は上がる基調にあると思います。ですから、農林中金が大きな多額の損失を出したというのは債券の損切りをして期間償還前にお金に換えているから損切りした結果、何百億というような形の赤字が出ているんですけども、その辺の部分のプラスマイナスを計算した上で村の財政の管理ということで、村民の貴重な財産を守っていっていただくという回答だったと思いますので、その辺のところはよろしくお願いしたいと思います。それで 5 億円ほど定額性預金があるということでもう少し金利が上がってきたらその 5 億円のお金を、国債なりなんかの債券で運用することによって、年間の利回りが 5,000 万円ぐらい入ってくる計算になるんです。最低限 5,000 万円は確保できるぐらいなので、5,000 万円ぐらい年間の利回りが令和 10 年度ぐらいから入ってくるということになりますとそのお金をどうにかして村民に還元していってあげたいなと。今まで歴代の村長であったり歴代の管理職行政職の職員の皆さんが工夫と改善を加えた中でこれだけの財産規模を残してきたわけですから、そのお金はやっぱり村民に還元させていく部分が非常に重要じゃないのかなと。そしてこの村の世帯所得を調べてみると奈良県下の 39 番目の所得で 250 万円なんです。これは財政やってくれている人は分かっていると思うんですけども、その上にいるのが東吉野村 38 番目ということで、御杖村は一番世帯所得が少ないのですよね、この御杖村の世帯所得は。ですから高齢化がどんどんどんどん進んでいる中にあって 65 歳以上の高齢化率が 60%ということで高齢化が進んでいる中でやっぱり年金暮らしが多くなっていて、そして基幹産業であった林業とかそういうのが衰退してくることによって儲けしろがないということで、どんどんどんどん所得が目減りしているわけですから、やっぱりそういう部分では、今年度の冒頭の予算編成方針の中の２ページにあったんですけども、村長もそういうことを言ってくれてましたけど、自主財源の確保の一環として令和 7 年度より基金の確実かつ効率的な運用に取り組んでおり毎年 3,000 万円程度の増収が見込めますと。これ、毎年じゃなくて考え方で言ったらこれ毎年じゃなくて来年は 5,000 万円になるかわからないし、その次は 6,000 万円になるかわからないですけど、毎年 3,000 万円以上の増収が見込まれてますと。それを原資として令和 8 年度からし尿運搬手数料の減免を行うなど様々な生活支援の拡充に努めますというふうなことであって、やっぱりこの村民のニーズっていうところを深く掘り下げて展開していただきたいなと。今年度の 15 項目の政策の中にある部分、今年の 15 項目の政策の部分は省エネがメインでされているわけなんですけども、省エネは高齢者の方はどっちかというと、もう省エネを既にされているんですよ。灯油代を減らすために暖房器具 1 台のつける時間を短くしたりとか 、2 台つけるものを家族 2 人が 1 つの狭い部屋でいたらもう 1 台つけることもいらないですから、灯油代を節約しようとか、いろんなことで工夫

されていると思います。先程 250 万円ほどしか世帯所得が無いという話をしましたけども、物価上昇率ここへ来て一気に上がっています。だから 2022 年を 100 とすれば今 2025 年は 115 になっているんですよ。ですから皆さんも買い物しに行ったらよくわかりますけども、スーパーマーケットとかで買い物をしたら今まで 1 万円で済んだ 1 週間の食費が 1 万 5,000 円から 1 万 7,000 円ぐらいいるはずなんです。だからそういうふうに考えても年金はそんなにいっぺんに上がってないですから、それぐらい年金も上がっているならいいですけどね。1.5 倍ぐらい上がっていればいいですけども、上がってないですから、やっぱりそういうところの生活支援っていうのをしてあげてほしいなというのが自分の思いなんです。今日の新聞を見ていても 御所市やったか五條市やったかな、65 歳以上のシルバー人口が 1 万人いるらしいんですけど、3,000 円の支援金を配るとかそんな話も出てましたし、円安や金利が上がっている部分とか社会環境が大きく今変化している時代の中にあって生活費に影響が出ています。やはり村民がこの御杖村に住んでよかったなと思われるような行政政策を展開していただきたいなと思いますので、どうかひとつよろしくお願いしたいと思います。自分の思いはそれだけです。

○村長（伊藤収宜君）：　議長。

○議長（寺前伊平君）：　伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　ありがとうございます。特に債権の運用ですけども、当初債権を買った場合に 10 年とか 20 年の長期間の債権を買っておりました。これを、途中で売るとなると含み損ということでかなり落ちます。そういう中でこれについてはその満期まで持っていきたいという運用でございます。それと、令和 7 年度に買った債権につきましてはそれを踏まえた上で 1 年から 5 年の間のものを何種類か買っております。それによってできる限り有利なように、それから安全なように回していこうということも考えながら運用させていただいておりますので、この考え方は変わらずやっていきたいと思います。それと、特に高齢者について目に見えるような形でなんとか政策を打てということでございます。それもひとつ考えながら行きたいとは思いますが、正直なかなか毎年そしたらいくら配ればいいかとか、その対象どうするかということもあります。そういうことも含めながら、より良い施策にしていきたいと思っております。それとまた他の機会に報告もさせてもらうと思いますけど、現在行っています助成制度につきましても、あまり使われていない品目もございます。そういう中ではニーズが無いのかなと思いますし、そういう見直しも含めてそれをどのように振り分けていくか、他の施策にできるかということも含めて考えたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○６番（山岡隆良君）：　はい、議長。

○議長（寺前伊平君）：　山岡議員。

○６番（山岡隆良君）：　村長、ありがとうございます。もう自分の思いは十分伝わったと思いますので、以上で自分の質問を終わらせていただきます。是非ともうまく運用していただいてそれがうまく村民の思い、還元というのはあれですけども生活支援につながるようにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（寺前伊平君）：　これで、全ての一般質問を終わります。

◎陳情第１号
旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書

［上程、説明、むらづくり委員会付託］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第６・陳情第１号・旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書についてを議題と致します。
議会事務局長に陳情書を朗読させます。中村事務局長。

○議会事務局長（中村康幸君）：　それでは、陳情書を朗読させていただきます。陳情者につきましては、議案書に記していますとおりであります。
旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ、慎重な審査のお願い
経緯
2026 年 6 月 12 目、村は旧御杖小学校(ドーム校舎)の利活用について、青薔薇株式会社との間で、期間的 20 年(令和 28 年 3 月まで)の基本協定を締結しました。賃貸借(仮)契約は 2026 年 8 月頃に締結される見込みであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、当議会の議決を経て初めて本契約として成立するものと承知しています。一住民として村の活性化と廃校の有効活用に向けたお取組みを歓迎いたします。本件が貴重な公有財産を２０年間にわたり委ねる決定であるからこそ、議決に先立ち下記の点を記録に残す形でご審査くださいますよう、謹んでお願い申し上げます。
ご審査いただきたい事項
１．事業の経済的成立性について
事業者から提出された事業計画に基づき、提案されているビリヤード/「複合型アミューズメント施設」が、その運営経費を現実的に賄い得るかをご確認ください。校舎の元の維持管理費は令和 6 年度て年間約４０４万円(うち電気料金約 200 方円)であり、これに賃料・改修費・人件費が加わります。村の遠隔な立地と少ない人口を踏まえ、事業計画の収益前提が第三者により検証されているかをお尋ねします。
２．事業者の資金・背景の確認について
標準的な誓約書の提出にとどまらず、事業者の資金源及び主要スポンサーの実体を村が確認しているかをお尋ねします。公開情報には、専門的な確認(信用調査)か望ましいと考えられる点があります。例えば、主要なイベント協賛者の一つが、2024 年に助成金の不正受給が公表された建設グループであること、また別の名義のスポンサーが法人登記に見当たらないこと等です。これらは非難として申し上げるのではなく、専門的な調査によって速やかに解消・確認し得る事柄として提起するものてす。
３．村を守るための保全措置について
20 年間の期間中に事業者が事業に失敗し又は撤退した場合の保全措置。特に保証金の十分性、校舎の原状回復・返還に関する定め、及び公的支援があった場合のその返還について、その内容をご確認ください。
４．住民への情報開示について
法令上可能な範囲で、議決に先立ち事業計画の内容を住民に開示していただき、本決定が住民の理解と支持のもとに行われるようお願いします。
５．地域雇用と地域への波及効果の最大化について
ビリヤード競技場単体では、雇用される人数はごくわずかです。村に実際の雇用を生み、来訪者の消費を取り込む活動は、来客のための宿泊及び飲食です。つきましては、施設内で完結させるのではなく、来訪者の宿泊・飲食を村内の既存施設、例えば三季館(宿泊)、姫石の湯(温泉)、地元の飲食店等に誘導することを、事業者への条件又はお願いとしてご検討くださいますようお願いします。これにより、本事業の経済的恩恵が村全体に広がり、既存事業者を支え、施設単体よりも多くの地域雇用を生み出すことか期待できます。
６．用途制限に関する明確な保全条項について

基本協定は用途を提出された事業提案書に結び付けていますが、事業内容の変更は村長の承諾のみで足りる規定(第8条)となっています。つきましては、賃貸借契約に、風俗営業・ラブホテル等これに類する業態への用途変更、及び宿泊業への変更を、村長単独ではなく当議会の事前の承認なくして行うことを禁止する明確な条項を設けること。あわせて、当該用途が試みられた場合の契約解除及び公的支援等の返還(クローバック)の権利を明記することを、条件としてご要求くださいますようお願いします。20年間にわたる貴重な公有財産（廃校)の賃貸借であることに鑑み、議会レベルで固定された用途制限は村にとって合理的な保全措置であり、将来の用途変更の当否が行政上の手続のみによらず、村民の代表である議会において明確な判断のもとで決せられることを担保するものと考えます。

結び

本陳情は、村の財産を守り、20年に及ぶ約束が健全かつ透明な基盤の上に立つことを願う趣旨によるものです。私が取りまとめた関係資料は、ご要望に応じて提供いたします。

以下の部分につきましては、本題から少し逸れる部分でありますので省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（寺前伊平君）：　この陳情第１号につきましては、本日は提案までとしまして、議会運営委員長の報告の通り、むらづくり委員会に付託したいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがいまして、日程第６･陳情第１号・旧御杖小学校利活用事業に係る　賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第３１号
御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について
［上程、説明、質疑、討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第７・議案第３１号・御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）の施行に伴い、令和8年10月1日をもって「社会保険診療報酬支払基金」が改組され、新たに「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」へと名称変更されることに対応するため、本村の各種医療費助成に関する条例において引用している同基金の名称を新しい機関の名称へと改正を行うものでございます。詳細については、住民生活課長よりご説明申し上げます。

○議長（寺前伊平君）：　仲子住民生活課長。

○住民生活課長（仲子雄史君）：　議案第３１号　御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について、主な改正点の説明をさせていただきます。

「社会保険診療報酬支払基金」は、医療法等の一部を改正する法律に基づき、令和8年10月1日をもって「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に名称変更されることとなりました。社会保険診療報酬支払基金は、これまで診療報酬の審査・支払業務を担ってきましたが、今般の法改正により、従来の審査支払機能に加え、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する情報基盤の整備・運営を担う機関として抜本的に改組されることとなり、これを受け、法人の目的・業務・組織体制が見直されるとともに、名称についても

新たな役割を反映した「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」へと改められるものです。このことに伴い、本村が定める子ども医療費助成条例やひとり親家庭等医療費助成条例、心身障害者医療費助成条例において「社会保険診療報酬支払基金」と規定している箇所について、新名称への改正を行うものです。
以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。
日程第７･議案第３１号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第７・議案第３１号・御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第３２号
財産の貸付けについて

［上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第８・議案第３２号・財産の貸付けについてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　本案につきましては、旧御杖小学校の施設及び敷地の有効活用を図るため、公募型プロポーザルを経て選定した青薔薇株式会社に対し、校舎等の施設及び敷地の一部を貸し付けるにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。本財産の貸付けにあたっては、事業者が負担する施設改修費用及び今後の維持管理コストが多額に上ることを鑑み、校舎等の施設及びその敷地の一部を無償（使用貸借）として貸し付けるものであります。一方、屋外運動場（グラウンド）につきましては、受益者負担及び普通財産の適正管理の観点から、有償（賃貸借）として貸付料を徴収するものであります。なお、屋外運動場の貸付けにあたっては、防災ヘリポートの敷地及び救急車等の進入スペースを貸付範囲から除外しております。
本案の提案理由については以上でございます。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、日程第８・議案第３２号・財産の貸付けについては、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第３３号
財産の取得について
［上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第９・議案第３３号・財産の取得についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　本案につきましては、本年度、更新する診療所の電子内視鏡システムが「地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条」の規定による、議会の議決を必要とする財産の取得であることから、提案するものでございます。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、日程第９・議案第３３号・財産の取得についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第３４号
東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約について
［上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１０・議案第３４号・東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　本案につきましては、東宇陀クリーンセンターにおいて、宇陀市・曽爾村・御杖村の可能性ごみの焼却を行うための基幹改良事業を実施するにあたり、事業の実施に必要な経費の負担区分と負担割合を新たに設定する規約の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、日程第１０・議案第３４号・東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

○議長（寺前伊平君）：　時間が長引いていますので、ここで一旦休憩をしたいと思います。休憩時間は５分間として、１１時３５分から再開いたします。

（休憩　５分間）

○議長（寺前伊平君）：　これより、再開いたします。

◎議案第３５号
令和８年度御杖村一般会計補正予算第２号の議定について
［上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１１･議案第３５号・令和８年度御杖村一般会計補正予算第２号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　本案につきましては、歳入歳出それぞれに２，７０３万円を追加し、補正後の総額を２７億２，９４２万７千円とするものでございます。
主な内容ですが、歳入では、令和７年度の決算収支に合わせ繰越金の増額補正及び基金繰入金の減額を行うとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び台風6号で被災した農地の災害復旧事業に伴う県費補助金を計上、歳出では、障害福祉費の過年度交付の国庫及び県費補助金精算による返還金、農地災害復旧事業費を計上するものでございます。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、日程第１１･議案第３５号･令和８年度御杖村一般会計補正予算第２号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第３６号
令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第２号の議定について
［上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１２･議案第３６号･令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第２号の議定についてを議題と致します。
本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　本案につきましては、先ず、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれに２，５１０万２千円を追加し、補正後の総額を２億３，３９５万円とするものでございます。主な内容ですが、入院患者等の増加に対応するため療養給付費負担金等の増額及びその財源として保険給付費交付金を計上するものでございます。
続いて、診療所勘定ですが、歳入歳出それぞれに５１６万３千円を追加し、補正後の総額を１億２，１６６万１千円とするものでございます。主な内容は、人事異動に伴う人件費の補正等でございます。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、日程第１２･議案第３６号･令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第２号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第３７号
令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定について
［上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１３･議案第３７号･令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定についてを議題と致します。
本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　本案につきましては、歳入歳出それぞれ４，２８５万１千円を追加し、補正後の総額を３億９，２７９万９千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、令和７年度の決算収支に合わせ繰越金の増額補正を行い、歳出では、過年度交付の国庫補助金の精算による返還金及び基金積立金の増額を計上するものでございます。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、日程第１３･議案第３７号･令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第３８号
　令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第１号の議定について
［上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１４･議案第３８号･令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第１号の議定についてを議題と致します。
本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　本案につきましては、資本的収入額を１４０万円増額し、補正後の総額を６，０５５万９千円に、資本的支出を１４４万７千円増額し、補正後の総額を７，８９７万円とするものでございます。また、資本的支出額に対し不足する資本的収入額１，８４１万１千円を、当年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。
補正の内容は、神末浄水場の取水ポンプ取替による増額となっております。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、日程第１４･議案第３８号･令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第１号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎認定第1号
令和7年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号
令和7年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号
令和7年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号
令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号
令和7年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
［一括上程、一括説明、一括総括的質疑、一括予算決算委員会付託］

○議長（寺前伊平君）：　次に、
日程第１５･認定第１号
　令和７年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１６･認定第２号
　令和７年度御杖村国民健康特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１７･認定第３号
　令和７年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１８･認定第４号
　令和７年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１９･認定第５号
　令和７年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
以上の５議案は、御杖村における令和７年度各会計歳入歳出決算の認定についてでござい

ますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認め、令和７年度各会計の歳入歳出決算の認定、５議案については、一括議題と致します。
最初に一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、地方自治法第 233 条の規定により、令和 7 年度の御杖村一般会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。
決算の額でございますが、
歳入総額　27 億 1,810 万 2,733 円
歳出総額　25 億 3,563 万 6,115 円
差 引 額　 1 億 8,246 万 6,618 円 で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、1 億 4,562 万 3,618 円となりました。
内容については、会計管理者がご説明を申し上げます。

○議長（寺前伊平君）：　松本会計管理者。

○会計管理者（松本慶一君）：　失礼します。令和 7 年度一般会計決算について、本日提案を致しました概要につきまして、「決算の内容に関する説明書」をお配りさせて頂いておりますので、こちらに基づきまして概要をご説明致します。
１枚めくって頂きまして、１ページをご覧下さい。
１．一般会計決算の概要
予算の執行にあたって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、令和 7 年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の 131 ページの実質収支に関する調書のとおり
歳入総額　　27 億 1,810 万 2,733 円
歳出総額　　25 億 3,563 万 6,115 円
収支差引額　 1 億 8,246 万 6,618 円　　となりました。
収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源 3,684 万 3 千円を差し引いた、1 億 4,562 万 3,618 円の黒字となりました。
歳入決算の状況について
令和 7 年度の歳入総額は、27 億 1,810 万 3 千円で、前年度と比較して 5,527 万 3 千円（2.1%）増加しています。
歳入の主な内訳は、
地方交付税　 15 億 510 万 1 千円（構成比 55.4%）、
国・県支出金　4 億 7,163 万円（同 17.4%）、
村債　　2 億 6,100 万円（同 9.6%）、
繰越金　　1 億 6,602 万円（同 6.1%）、
村税 1 億 805 万 8 千円（同 4.0%）　等となっています。
詳細につきましては、次のページ、2 ページの第１表「一般会計歳入決算の内訳」のとおりでございますが、朗読は省略させて頂きます。
第 1 表の下でございます。
これを前年度決算額と比較しますと、村税は第 2 表のとおり、村税 1 億 805 万 8 千円、対前年度 426 万 2 千円（4.1%）の増額となりました。
個人村民税については、令和 6 年度に行いました定額減税が終了したため、403 万 6 千円（12.9%）の増額となりました。一方、地方特例交付金は、住民税減収補填の終了により、409 万円（97.8%）の減額となっています。
それぞれの税の状況は次のページ、3 ページ、第２表「村税決算の状況」のとおりでございます。

地方譲与税は、7,272 万 4 千円で、前年度と比較して 226 万 6 千円（3.2%）の増額となりました。森林環境譲与税については、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、3,948 万 9 千円の交付を受けました。
充当した事業等は、第 3 表のとおりとなっています。
4 ページをご覧下さい。
地方消費税交付金は、3,654 万 3 千円で、前年度と比べて 270 万 5 千円（8.0%）の増額となりました。消費税率引上げによる増収分の交付額は 1,988 万 2 千円となりました。この増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、主なものは第 4 表のとおりです。
地方交付税は、普通交付税と特別交付税をあわせて 15 億 510 万 1 千円で、対前年度 5,034 万 5 千円（3.5%）の増額となりました。普通交付税は、過疎対策事業債をはじめとする公債費の増加等により、4,669 万 4 千円の増額となっています。
分担金及び負担金は、老人保護措置費の自己負担金が増額したことに伴い、前年度と比べて 33 万 3 千円（171.6%）の増額となりました。
使用料及び手数料は、広域保育に伴う保育所保育料や公営住宅使用料等の増加、令和 7 年 12 月に開始したデマンド交通の使用料により、対前年度 149 万 5 千円（5.6%）の増額となりました。
5 ページをご覧ください。
国・県支出金は総額 4 億 7,163 万円で、前年度比較では 1 億 3,933 万 1 千円（41.9%）の増額となりました。これは、国庫支出金の、デジタル基盤改革支援補助金や橋梁長寿命化修繕補修事業の増額が大きな要因となっています。
国・県支出金のうち主なものは、第 5 表に列記したとおりです。
財産収入は、1,973 万 8 千円で対前年度 29 万円（1.4%）の減額となりました。財政調整基金をはじめとする各基金利子は増額しましたが、プレミアム商品券売払収入が減額しました。
繰越金は、1 億 6,602 万円で、前年度と比較して 1,935 万 5 千円（10.4%）の減額となっています。
諸収入は、1,763 万円で対前年度 514 万 8 千円（22.6%）の減額となりました。桜井宇陀広域連合派遣職員負担金の減額が主な要因です。
6 ページをご覧下さい。
村債は、借入総額が 2 億 6,100 万円で、対前年度 1 億 400 万円（28.5%）の減額となりました。そのうち、過疎対策事業債については、みつえ青少年旅行村リニューアル事業をはじめとする普通建設事業等の財源として、2 億 1,800 万円の借入れを行いました。また、脱炭素化推進事業債を 1,970 万円借り入れ、庁舎 LED 改修事業の財源としました。各地方債の発行額は、以下のとおりとなります。
【地方債の目的別借入内訳】
・過疎対策事業　2 億 1,800 万円
・脱炭素化推進事業　1,970 万円
・緊急防災・減災事業　1,480 万円
・公共事業等　850 万円
ここから歳出の説明に移ります。
歳出決算の状況について
令和 7 年度の歳出総額は、25 億 3,563 万 6 千円で、前年度と比較して 3,882 万 6 千円（1.6%）の増額となりました。目的別決算の主な内訳は、第 6 表のとおりです。
構成比順に、総務費は、地域振興基金への積立や自治体情報システム標準化事業等の実施により、7 億 1,668 万 9 千円（構成比 28.3%）となりました。
民生費は、障害者自立支援介護給付や軽費老人ホーム事業、各特別会計への繰出しにより、4 億 5,499 万 1 千円（同 17.9%）となりました。
土木費は、主に、防災・安全交付金事業や橋梁定期点検等の実施により、3 億 985 万 4 千円（同 12.2%）となりました。
商工費は、みつえ青少年旅行村リニューアル事業や観光施設の維持管理、株式会社みつえの支援等により、1 億 7,222 万 4 千円（同 6.8%）となりました。

教育費は、小中学校の運営や桃俣多目的研修センター改修等により、1億6,941万5千円（同6.7%）となりました。
衛生費は、東宇陀環境衛生組合や宇陀衛生一部事務組合に対する負担金のほか、地球温暖化対策の推進等を行い、1億3,197万円（同5.2%）となりました。
7ページをご覧ください。
消防費は、広域消防組合や県防災行政通信ネットワーク運営協議会への負担金により、1億1,744万2千円（同4.6%）となりました。
農林水産業費は、中山間地域等直接支払交付金事業や施業放置林整備事業をはじめとした森林環境譲与税活用事業等により、1億1,366万6千円（同4.5%）となりました。
議会費は、議員等の人件費や議事録の作成等に係るもので、3,806万4千円（同1.5%）となりました。
第6表の下でございます。
性質別決算の主な内訳は第7表のとおり、
　人件費が5億1,372万1千円（構成比20.3%）、
　物件費が4億7,208万4千円（同18.6%）、
　普通建設事業費が4億6,149万2千円（同18.2%）、
　補助費が3億8,333万8千円（同15.1%）、
　公債費が3億1,127万7千円（同12.3%）、
　積立金が8,665万5千円（同3.4%）　等となっています。
前年度決算額と比較しますと、人件費は、議員報酬や一般職職員の給料の増額等により、3,861万3千円（8.1%）の増となりました。
8ページをご覧ください。
物件費は、自治体情報システム標準化事業等により、1億2,641万9千円（36.6%）の増となりました。
維持補修費は、庁舎修繕や道路環境整備により306万1千円（28.7%）の増となりました。
扶助費は、障害者自立支援介護給付や住民税非課税世帯等臨時給付金事業などの減額により2,498万2千円（16.8%）の減となりました。
補助費について、一部事務組合に対しては、東宇陀環境衛生組合や曽爾御杖行政一部事務組合への負担金の増額等により1,436万8千円（9.6%）の増となりました。一部事務組合以外の補助費については、プレミアム商品券発行事業等により1,057万1千円（4.6%）の減額となり、補助費全体としましては、379万7千円（1.0%）の増となりました。主な補助費の内訳は第8表のとおりです。
9ページをご覧ください。
公債費は、統合校舎整備事業の元金償還開始や保健福祉センター長寿命化改修事業の利子償還等により、4,091万6千円（15.1%）の増となりました。
積立金は、地域振興基金積立は増額しましたが、公共施設整備基金積立の減額により、1億4,393万3千円（62.4%）の減となりました。
繰出金は、国民健康保険特別会計（診療施設勘定）等への繰出し増額により、356万7千円（2.1%）の増となりました。
普通建設事業費につきましては、みつえ青少年旅行村リニューアル事業等の増額要因はありますが、保健福祉センター長寿命化改修事業の完了により、450万7千円（1.0%）の減となりました。主な普通建設事業は、第9表のとおりです。
以上で一般会計決算の概要説明を終わらせて頂きます。詳細につきましては、「決算事項別明細書」や「主要施策の成果に関する報告書」をご覧頂きまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（寺前伊平君）：　次に、特別会計歳入歳出決算及び事業会計歳入歳出決算の認定について、一括して、説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計以上３会計は、地方自治法第233条の規定により、簡易水

道事業会計は地方公営企業法第30条の規定により、令和7年度歳入歳出決算ついて、認定をお願いするものでございます。
それぞれの決算概要については、会計管理者がご説明を申し上げます。

○議長（寺前伊平君）：　松本会計管理者。

○会計管理者（松本慶一君）：　失礼します。令和7年度特別会計等の決算につきまして、決算の内容に関する説明書10ページをご覧下さい。
第１０表のとおり、特別会計等の決算状況でございます。
11ページをご覧ください。
国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額2億622万7千円、歳出総額2億499万8千円、収支差引額は122万9千円となりました。年度との比較では、歳出において、療養給付費等の増額により、1,113万2千円の増となりました。
国民健康保険特別会計診療施設勘定は、歳入総額9,303万3千円、歳出総額9,292万7千円、収支差引額は10万6千円となりました。年度と比べて、歳出では、医業費の医療機器の備品購入が減額となり、283万円の減となりました。
介護保険特別会計は、歳入総額3億9,671万2千円、歳出総額3億5,386万円、収支差引額は4,285万2千円となりました。前年度に比べて歳出では、保険給付費や国庫支出金等の過年度返還金が減少したため、3,355万9千円の減となりました。
後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4,978万2千円、歳出総額4,972万3千円、収支差引額は5万9千円となりました。前年度と比較して、歳出は、後期高齢者医療システムクラウド利用料等の減額に伴い、192万9千円の減となりました。
簡易水道事業会計は、法適化に伴い令和6年度より公営企業会計へ移行しました。
収益的収支については、収入総額6,459万9千円、支出総額6,442万5千円、収支差引額が17万4千円となり、資本的収支については、収入総額4,823万円、支出総額6,869万6千円、収支差引額が△2,046万6千円となりました。
資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,046万6千円は、当年度損益勘定留保資金で補填しました。
次に、村債の状況について説明させて頂きます。12ページをご覧ください。
３．村債の状況
村債の目的別の増減及び現在高の状況は、第11表のとおりです。
令和6年度末における全会計の村債現在高は、34億7,105万1千円でしたが、令和7年度中に、普通建設事業等の財源として地方債2億9,690万円の借り入れを行い、一方、既に借りている村債について、3億2,210万2千円の元金償還を行った結果、令和7年度末の借入現在高は34億4,584万9千円となり、前年度と比較して2,520万2千円（0.7%）減少しました。地方債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。
最後に、基金の状況についてご説明いたします。13ページをご覧ください。
４．基金の状況
令和7年度末における全会計の基金現在高は、45億2,731万円で、各基金別の内訳は第12表のとおりです。令和7年度の主な積立は、地域振興基金に5,100万円を積み立て、取崩では、ふるさと納税寄附金を積み立てているふるさとづくり基金について530万円を取り崩し、寄附目的に対応する事業に充当しました。また、ケアハウスの施設修繕の財源として、地域福祉基金を70万円取り崩しました。

【ふるさとづくり基金の目的別充当事業内訳】
・自　然：小水力発電可能性調査　　370万円
・その他：防犯カメラ設置事業　　160万円
以上で特別会計等決算の概要、村債の状況並びに基金の状況についての説明を終わらせていただきますが、一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（寺前伊平君）：　ここで、令和７年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の決算について、議会選出監査委員の森議員に決算審査の意見を求めます。森監査委員。

○3番（森源五君）： お手元の令和７年度御杖村一般会計・特別会計の決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。この決算審査につきましては、去る８月２０日に、片桐監査委員とともに審査を実施させて頂きました。決算審査意見書の各諸表の朗読は省略させて頂き、８ページの決算審査結論の朗読をもって報告に代えさせて頂きたいと思います。

令和７年度決算審査結論
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に基づき、本村の令和７年度「健全化判断比率」等について審査したところ全てにおいて基準以下となっている。
政府によると、日本経済の現状については、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とのことである。令和７年度は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する村民への支援策として、令和６年度からの繰越事業となる地域振興券の交付が行われ、昨年度と同様、定額減税調整給付金（不足額給付）の給付が実施された。また、二酸化炭素排出量の削減とエネルギー価格高騰の負担軽減を目的として、村民のエアコン・冷蔵庫等の家電の買替に対する支援が行われた。電気料金・燃料・食料品等の価格高騰が続く状況の中で、村民の負担が軽減するよう、今後も強力な支援を実施していっていただきたい。
令和９年度までの予定で、みつえ青少年旅行村リニューアル事業が実施されるが、更なる観光客の増加を図り、地域経済の振興につなげていっていただくことを期待する。
自主財源に乏しい本村では、歳入は専ら地方交付税に依存しているが、国の方針の如何によっては減額となる可能性もあり、もし減額となった場合、一気に財政事情が厳しくなる恐れがある。第４次長期総合計画（後期基本計画）の着実な推進と、目指す村の将来像の実現に向け、村長はじめ職員が一丸となって取り組みを実行されるようお願いし、令和７年度決算審査の結論とする。

○議長（寺前伊平君）：　森監査委員ありがとうございました。ただ今、当局よりの説明と、森監査委員より決算審査に係る意見をいただきました。これから令和７年度各会計決算認定５議案について一括して、統括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
令和７年度各会計決算の認定についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、一括して予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、日程第１５・認定第１号から日程第１９・認定第５号までの令和７年度における一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに事業会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎報告第3号
令和7年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

［原案報告済］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第２０・報告第３号・令和７年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり本日報告願います。
本案について、内容の説明を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木泰弘君）：　令和７年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条の規定により教育委員による点検・評価を行った内容について、結果を提出し報告をさせていただきます。
教育委員会では、御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育・社会教育及び、社会体育・文化の振興のために、教育行政を推進しております。
教育行政の事務の管理、執行について、７月３０日の教育委員会議において、教育委員による点検・評価を実施しました。また、第三者による評価・検証をいただきました。
大項目として、①教育委員の活動、②総務・学校教育関係、③社会教育・文化・社会体育関係、④総務の４つの観点から。中項目では、教育委員会活動を４項目、総務・学校教育関係を６項目、社会教育、文化・体育関係を１１項目、総務管理を１項目、人権施策を１項目としてまとめています。小項目毎の点検・評価では、文章表記と共に４段階評価を記載しています。管理執行状況の点検・評価については、報告書の通りでありますが、点検・評価の中から何点かについて、説明を申し上げます。
〈教育委員の活動について〉
月例の委員会では、教育活動の現状把握、理解につとめながら、学校教育の内容や教育委員会の業務について、様々な意見や提起をいただき、本村教育の充実に向けた協議を行うことができました。　村長と教育委員との総合教育会議においても、単式学級維持のための村費教員の配置や、部活動の地域移行等、直面する教育課題について協議を行いました。委員自身の研修については宇陀郡教委連合会や県教育委員会連合会の研修会、へき地教育研究大会への参加等を通し、自己研鑽に努めました。
〈総務・学校教育関係について〉
小学校、中学校では「御杖村の学校教育の基本方針」を受けて、小中学校の教員が、9年間を通しての学びを合い言葉に、教育活動を進めてきました。乗り入れ授業の実施、部活動体験、小中合同の集会や全職員と児童生徒との交流を行い、一貫教育の充実に努めてきました。全ての小中教員が共通認識を持ちながら、研究部会での研究を進めることもできたと考えております。教職員の働き方改革の中で、令和８年度から始まる休日の部活動地域展開の準備については、これまでに無かった取り組みで、今後も教職員、保護者の理解を求めながら進める必要があると考えます。ＩＣＴ教育推進については、児童生徒一人一台端末の耐用年数経過に伴い、端末の更新を行いました。また、校務支援システムのクラウド化により、個人情報等のセキュリティー対策を強化しました。同時に教育情報セキュリティーポリシーを策定し、教職員への研修を実施した所です。令和７年度は小学校に村費講師を１名配置いただき、県費の教員と合わせ、単式学級による体制を維持することができました。中学校における教職員について、不足を生じた教科については、県費の非常勤講師の配置を求め、教育活動に支障をきたさないよう努めました。小中学校児童生徒に対する子育て支援事業として、新たに制服購入を対象とした補助金を新設することができました。また年度当初、諸事情で実施を見合わせていましたEXPO2025大阪万博でしたが、補正予算を承認いただき、小中合同社会見学として実施することが出きました。児童生徒にとって大変意義深いものとなったと考えます。
〈社会教育、社会体育、文化について〉
社会教育、社会体育の実施については報告書記載の通りでありますが、高齢者学級(歴史探訪)については、昨年を大きく上回る１０２名の参加を得て和歌山県稲村の火の館等での研修を行うことができました。郡体育協会事業では、参加者の減少が進んだ郡民マラソン大会に替わる事業として、従来村体協で実施していました「歩け歩こう大会」を宇陀郡体協の事業として位置づけ、両村村民の皆さまの参加を募り実施しました。今後も曽爾村とも協議を重ね、よりよい内容とするための検討を進めたいと考えています。教育委員会が所管する施設の管理運営に関しては、今後、細かな点についても留意しつつ取り組みを進めたいと考えます。伊勢本街道保存活用計画については令和７年度に第１章から第６章までの草案作成ができ、令和８年度には第７章以降の保存活用計画を策定する運びとなります。

〈総務管理・人権施策について〉
御杖村人権啓発活動推進本部では７月と９月に村民集会を開催し、人権意識の高揚を図って参りました。令和７年度の総参加者数は１５７名でした。内容の検討を図り、さらに充実した人権施策を進めたいと考えます。
最後のページに、第三者による評価を、学校運営協議会の鈴木紀子さんにしていただきました。以上、報告書の提出と若干の説明をもちまして、令和７年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況と、点検・評価についての報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、内容の説明をいただきましたので、質疑に入ります。
質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第２０・報告第３号・令和７年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを終わります。

◎散会の宣言

○議長（寺前伊平君）：　以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は９月１６日水曜日・午前１０時より開くことに致します。
本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

（午後０時２５分　散会）

（令和8年9月16日）

令和8年第3回(9月)御杖村議会定例会(第2号)

令和8年9月16日(水)
開議　午前10時00分

◎議事日程[審議結果]

日程第1　陳情第1号　[結論を得ず]
旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書

日程第2　議案第32号　[原案可決]
財産の貸付けについて

日程第3　議案第33号　[原案可決]
財産の取得について

日程第4　議案第34号　[原案可決]
東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約について

日程第5　議案第35 号　[原案可決]
令和８年度御杖村一般会計補正予算（第２号）の議定について

日程第6　議案第36号　[原案可決]
令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の議定について

日程第7　議案第37号　[原案可決]
令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第２号）の議定について

日程第8　議案第38号　[原案可決]
令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算（第１号）の議定について

日程第9　認定第1号　[原案可決]
令和7年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10　認定第2号　[原案可決]
令和7年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11　認定第3号　[原案可決]
令和7年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12　認定第4号　[原案可決]
令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13　認定第5号　[原案可決]
令和7年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第14　議案第39号　[原案可決]
御杖村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　発委第5号　[原案決定]
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

日程第16　発委第6号　[原案決定]
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員（７名）

議　長	寺 前 伊 平 君	副議長	山 岡 隆 良 君
１　番	影 山 英 章 君	２　番	小 田 靜 男 君
３　番	森　源 五 君	４　番	福 田 麻衣子 君
７　番	盛 岡 英 成 君		

◎欠席議員（０名）

◎会議録署名議員
１　番　影 山 英 章 君　　２　番　小 田 靜 男 君

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・指名

村　　長	伊 藤　収 宜 君
副 村 長	中 嶋　英 樹 君
教 育 長	鈴 木　泰 弘 君

総務課長	古谷　匡敏君
むらづくり振興課長	片岡　保昌君
産業建設課長	菊山　大介君
住民生活課長	仲子　雄史君
保健福祉課長	川上　隆二君
会計管理者	松本　慶一君
教育委員会事務局次長	古谷　依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中村　康幸君

閉会　　午前１０時３８分

◎[発言記録]

（午前１０時００分開議）

◎開会及び開議の宣言

○議長（寺前伊平君）：　皆さん、おはようございます。
本日の令和８年第３回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程第２号のとおりと致します。

◎陳情第１号・旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書について

［委員長報告、本会議報告］

○議長（寺前伊平君）：　それでは、議事に入ります。
日程第１、陳情第１号・旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書についてを議題と致します。
この議案につきましては、むらづくり委員会に付託した案件でありますので、御杖村議会会議規則第４１条第１項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より審査経過及び結果の報告をお願いします。盛岡委員長。

○７番(盛岡英成君)：　それでは、むらづくり委員会に付託されました、陳情第１号・旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書　につきましての審査の経緯と結果について、報告をさせていただきます。
審査の経緯でございますが、去る９月８日の本会議におきまして陳情第１号ならびに議案第３５号から議案第３７号の計４件の議案の審査が、むらづくり委員会に付託されたことにより、９月１１日金曜日、午前９時３０分から当委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、陳情第１号・旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書につきまして、村から提示された陳情書への回答についての説明を受け、６項目の事項についての審議を行いました。審査の過程におきまして追加資料の提出も求めて説明を受けましたが、陳情審査の結果を出すには至らず、９月１４日月曜日の午後に貸付の相手方となる青薔薇株式会社の代表者を参考人として招致をして、継続審議を行うことと致しました。９月１４日月曜日午後１時３０分からむらづくり委員会を再開し、青薔薇株式会社に、計画事業の経済的成立性などについての質疑を行いました。その後、全議員で審査結果についての協議を行い、提案事業の資金計画などに確実性を得られない面もあることから、むらづくり委員会におけるこの陳情書に対する審査結果は「結論を得ず」と採決致しました。
以上、陳情第１号に対するむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：　盛岡委員長、ご苦労様でした。
この案件につきましては、むらづくり委員会での審査の経過及び結果は委員長の報告の通りでございます。この陳情に対する審査の結果は「結論を得ず」 と採決しましたことを、御杖村議会陳情取扱要綱に基づき、この本会議で報告致します。

◎議案第３２号
財産の貸付けについて
議案第３３号
財産の取得について
議案第３４号
東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約について

［一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第２､議案第３２号･財産の貸付けについて、日程第３、議案第３３号･財産の取得について、日程第４､議案第３４号・東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約についての３議案につきましても、むらづくり委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認め、一括議題と致します。。日程第２･議案第３２号、日程第３･議案第３３号、日程第４･議案第３４号について、御杖村議会会議規則第４１条第１項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。盛岡委員長。

○７番(盛岡英成君)：　それでは、むらづくり委員会に付託されました、議案第３２号・財産の貸付けについて、議案第３３号・財産の取得について、議案第３４号・東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約についての、３案件の審査の経緯と結果について、報告をさせていただきます。
審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりで、当該議案第３２号から３４号までの３議案につきましては、９月１４日月曜日、午後１時３０分からのむらづくり委員会の継続日に審査を行いました。
審査の経過でございますが、議案ごとに９月９日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容につきましての説明は全委員出席でありましたので、割愛させていただきます。採決の結果につきましては、議案第３２号・財産の貸付けについて、議案第３３号・財産の取得について、議案第３４号・東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約についての以上３案件ともに、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではございますが、議案第３２号から３４号までの３議案につきましてのむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：　盛岡委員長、ご苦労様でした。
これから、むらづくり委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。
質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第３２号
財産の貸付けについて

［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　先ず、日程第２､議案第３２号･財産の貸付けについてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長の報告は、可決です。日程第２･議案第３２号を、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第２、議案第３２号･財産の貸付けについては、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第３３号
　財産の取得について

［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第３、議案第３３号･財産の取得についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長の報告は、可決です。日程第３･議案第３３号も、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第３、議案第３３号･財産の取得についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第３４号
　東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約について

［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第４、議案第３４号･東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長の報告は、可決です。日程第４･議案第３４号も、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第４、議案第３４号･東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案３５号
　令和８年度御杖村一般会計補正予算第２号の議定について
議案第３６号
　令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第２号の議定について
議案第３７号
　令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定について

議案第３８号
令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第１号の議定について
［一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第５、議案３５号・令和８年度御杖村一般会計補正予算第２号の議定について、日程第６、議案第３６号・令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第２号の議定について、日程第７、議案第３７号・令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定について、日程第８、議案第３８号・令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第１号の議定について以上の４議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認め、一括議題と致します。日程第５・議案第３５号、日程第６・議案第３６号、日程第７・議案第３７号及び日程第８・議案第３８号について、御杖村議会会議規則第４１条第１項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。福田委員長。

○４番(福田麻衣子君)：　それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第３５号から議案第３８号までの補正予算４件につきまして、一括して、審査の経緯と経過及び結果について報告をさせていただきます。
まず、審査の経緯でございますが、去る９月８日の本会議におきまして、補正予算４件及び決算認定５件の合計９件の議案が付託されたことにより、９月１４日月曜日、午前９時３０分から予算決算委員会を開催いたしました。
審査の経過でございますが、９月１１日にむらづくり委員会に付託された案件が９月１４日の午後からの継続審議となったことから、それに関連する補正予算の事項が含まれます議案３５号・令和８年度一般会計補正予算第２号につきましては、むらづくり委員会終了後に審議を行いました。
補正予算の会計ごとに９月９日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容につきましての説明は割愛させていただきます。採決の結果につきましては、補正予算４件ともに出席議員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、予算決算委員会の令和８年度補正予算についての審査報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：　福田委員長、ご苦労様でした。
これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。
質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第３５号
令和８年度御杖村一般会計補正予算第２号の議定について
［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　先ず、日程第５、議案第３５号・令和８年度御杖村一般会計補正予算第２号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第５・議案第３５号を、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第５、議案第３５号・令和８年度御杖村一般会計補正予算第２号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第３６号
令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第２号の議定について
［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第６、議案第３６号・令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第２号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第６・議案第３６号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第６、議案第３６号・令和８年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第２号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第３７号
令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定について
［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第７、議案第３７号・令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第７・議案第３７号も、予算決算委員会委員長の　報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第７、議案第３７号・令和８年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第３８号
令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第１号の議定について
［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第８、議案第３８号･令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第１号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第８･議案第３８号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第８、議案第３８号･令和８年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第１号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第１号
令和７年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号
令和７年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号
令和７年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号
令和７年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号
令和７年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
［一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第９、認定第１号･令和７年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第１０、認定第２号･令和７年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１１、認定第３号･令和７年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１２、認定第４号･令和７年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１３、認定第５号･令和７年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上の５議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認め、一括議題と致します。日程第９･認定第１号、日程第１０･認定第２号、日程第１１･認定第３号、日程第１２・認定第４号、日程第１３・認定第５号について、御杖村議会会議規則第４１条第１項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。福田委員長。

○４番(福田麻衣子君)：　それでは、認定第１号から認定第５号の各会計歳入歳出決算認定の５件につきまして、一括して、審査経過及び結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、全５会計を一括議題とし、９月９日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確

認後、質疑を行いました。委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容につきましては報告を割愛させていただきます。
その後、一般会計及び特別会計並びに事業会計ごとに討論及び採決を行い、全５会計ともに出席議員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではございますが、予算決算委員会の令和７年度決算認定についての審査報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：　福田委員長、ご苦労様でした。
これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。
質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎認定第１号
令和７年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

［討論、採決］

先ず、日程第９、認定第１号･令和７年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第９･認定第１号を、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第９、認定第１号･令和７年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第２号
令和７年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１０、認定第２号･令和７年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第１０･認定第２号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第１０、認定第２号・令和７年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第３号
令和７年度御杖村介護保健特別会計歳入歳出決算の認定について
［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１１、認定第３号・令和７年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第１１・認定第３号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第１１、認定第３号・令和７年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第４号
令和７年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１２、認定第４号・令和７年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第１２・認定第４号も、予算決算委員会委員長の　報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程１２、認定第４号・令和７年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第５号
令和７年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
［討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１３、認定第５号・令和７年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第１３・認定第５号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第１３、認定第５号・令和７年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎議案第３９号
御杖村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

［上程、説明、質疑、討論、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、追加議案であります日程第１４・議案第３９号・御杖村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、即決案件と致します。
本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：　本案につきましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例の引用条文について、条ずれの引用箇所改正を行うものでございます。詳細については、住民生活課長よりご説明申し上げます。

○議長（寺前伊平君）：　仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君)：　議案第３９号　御杖村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、主な改正点の説明をさせていただきます。地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものですが、地方自治法施行規則の改正内容と致しまして、村が行う認可地縁団体の許可等についての告示のうち、代表者等の住所に関する項目を廃止する趣旨の改正及び原則、認可地縁団体台帳の写しについては、代表者等の住所は非表示とし、例外的に代表者等本人からの申し出がある場合にのみ住所の表示を認める趣旨の改正、さらに地縁団体登録台帳の作成の根拠規程として、新たに第18条の3を新設する改正が行われます。
これらの改正に伴い、地方自治法施行規則上の条項ずれが生じます。特に改正前の地方自治法施行規則第19条及び第21条で規定されていた事項が新設された第18条の3に移動することになり、御杖村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例におきましても、引用を修正する改正が必要になったものでございます。施行期日は令和8年10月1日となっております。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（寺前伊平君）：　ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。

日程第１４・議案第３９号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）：　ありがとうございます。全員の起立により、日程第１４・議案第３９号・御杖村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎発委第５号
閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）

［上程、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１５、発委第５号・閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第７５条の規定により「本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第６号
閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）

［上程、採決］

○議長（寺前伊平君）：　次に、日程第１６、発委第６号・閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第７５条の規定により「むらづくり施策に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）：　異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長（寺前伊平君）：　以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和８年第３回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

（午前１０時３８分閉会）

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長　　寺 前 伊 平

御杖村議会議員　　影 山 英 章

御杖村議会議員　　小 田 靜 男